

| | | | |
|------------------|---|---------------|---|
| せいり ばんごう 整理番号 | 8-5-5 | そうだん 相談レベル | 3 |
| ぶん ぶん 分類 | びょうき 病気 | | |
| こう ぐく 項目 | いりょうひ じよせい 医療費助成 | | |
| ない よう 内容 | しょうがいしゃ いりょうひ じりつ しえん いりょう こうせい いりょう 障害者医療費(自立支援医療:更生医療) | | |

1 想定される質問の背景

○ 心身に障害があり、医療機関にかかる回数が多く、自己負担が高額になっている。

2 基本的な質問と回答

相談者 障害者の医療を助成する制度はありますか？

回答者 からだに障害のある18歳以上の方の障害を除いたり、軽くする場合に、その医療費を助成する「自立支援医療(更生医療)」という制度があります。障害を除去したり、障害の程度を軽くするために必要な医療(角膜手術、関節整形手術、外耳形成手術、心臓手術、人工腎臓透析、中心静脈栄養法など)を指定医療機関で受けることができます。保険診療による医療費のうち自己負担分は1割となりますが、所得に応じ、自己負担に月額上限額が設けられています。

相談者 助成の要件は何ですか？

回答者 助成が受けられるのは、①患者本人が、外国人登録していること、②身体障害者手帳を持っていること、③原則として本人が日本国内の医療保険に加入していること、④指定された医療機関で治療を受けること、の4要件をすべて満たす場合です。なお、労働災害による障害の場合は、労働者災害補償保険が優先的に適用されます。

相談者 重度の障害者の医療をより幅広く助成する制度はありますか？

回答者 心身に重度の障害のある方が、医療機関で診察を受けるときに医療保険で支払う自己負担分を助成する「重度障害者医療」という制度があります。医療保険の対象であれば、病気の種類にかかわらず医療費の自己負担分を助成します。ただし、保険診療以外の医療費及び入院時食事代などは助成の対象となりません。また、他の医療給付制度を受けられる医療費や健康保険から高額療養費・附加給付金等として支給される金額は除きます。

相談者 助成の要件は何ですか？

回答者 助成を受けられる方は、1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方または療育手帳の交付を受け、その障害程度が「A」の方または身体障害者手帳の3級をお持ちでかつIQが50以下の人(療育手帳B1)です。なお、市町村によっては、精神障害者保健福祉手帳の1級または2級をお持ちの方等に助成の対象を拡大しているところがあります。

⇒ 障害者福祉(手帳)

5-1-6へ

